

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19H01405

研究課題名(和文) アジア市場経済化諸国の経済法制改革の比較法的検討と結果評価

研究課題名(英文) Comparative law and evaluation on the economic law reforms in Asian market reform countries

研究代表者

金子 由芳 (Kaneko, Yuka)

神戸大学・社会システムイノベーションセンター・教授

研究者番号：10291981

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、1980年代末に開始されたアジアの市場経済化諸国における経済法制改革を対象に、この間に多様な国際開発機関や先進諸国ドナーによる法整備支援がもたらした法変化の性質、また社会経済的影響について評価検討を目的とした。主な知見として、受入国の法整備は、WTO加盟交渉や投資家保護型モデル法の採用を迫る国際開発機関の圧力等の折々の必要に迫られ、立法改革に留まり、法の現実の実施を促す手続法や要綱が未整備であり、判例による法解釈が期待されず、反面で環境社会配慮等を論拠とする国家的介入根拠が積み増される傾向がある。外資進出に伴う社会的紛争の増加が見出され、法の実施に資する支援再構築が課題である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、1970年代以降の米国批判法学による「法と開発」研究が提起した法整備支援の問題性を、1990年代以降のいわゆる「第二次法と開発運動」が克服できているかを問う国際的な研究潮流に連なり、対象諸国の法制改革の実定的内容に立ち入った比較法的分析、およびその社会的経済的影響評価について開発経済学との連携を行う点に学術的な新規性がある。本研究の成果はまた、日本ODAをはじめとする国際的ドナーの法整備支援に対する改善提言として発信し、該当国の法の自立性の強化と社会紛争に縮減に資する社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study purported to identify the legal as well as socio-economic changes as the of international donors' legal assistance to the Asian countries in the process of socialist market reform since the late 1980s, with a focus on economic law. The major findings include the tendency of recipient countries in responding to the pressure of "legal transplant" by international development agencies by simply introducing the required legislations, mostly based on the investor-friendly legal model imposed by such donors, without making sufficient efforts to improve the legal basis such as procedural rules and administrative guidelines, while the accumulation of case law to clarify the legal provisions is rarely expected, but the increase of legal basis for administrative intervention is observed within the logic of environmental & social considerations. Increase of social disputes is obvious as the investment promoted, implying the failure of legal system to bring about remedies.

研究分野：アジア法、法と開発

キーワード：法整備支援 市場経済化 経済法制改革 アジア法 法と開発

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、1980年代末に開始されたアジアの市場経済化諸国における経済法制改革を対象に、これまでの30年間に多様な国際開発機関や先進諸国ドナーにより実施された法整備支援の評価検討として、この間の法制度の変遷の特色、またその社会経済的影響の把握を目的とした。

本研究チームはすでに先行する平成26～28年度科研基盤研究(B)課題番号26285004「アジア法整備支援20年の民事基本法の深化に関する比較法研究」(研究代表者・金子由芳)において、1990年代半ばよりベトナム・カンボジア・ラオス等のアジア市場経済化諸国における民法典・民事訴訟法典等の民事法体系整備に対して行われてきた日本ODAによる法整備支援を対象に検証を試み、その成果を金子由芳編(2019)『アジアの市場経済化と民事法 法体系の模索と法整備支援の課題』神戸大学出版会、Y. Kaneko, eds. (2019) *Civil Law Reforms in Post-Colonial Asia: Beyond Western Capitalism*, Springer として刊行し、また2015年 East Asian Law & Society 年次大会(早稲田大学)、2016年 Law & Society Association ニューオーリンズ大会、2017年 International Conference on Japanese Law, French Law, What about Legal Reform? (リヨン東洋研究所)、2018年 Asian Law & Society Association 豪州ボンド大学大会他の国際学術会議の場で発信した。その主な知見として、国際ドナーの支援事業が多様な単行法規の導入圧力を強める中で、それらに通底する一般原則の体系化を意図する市場経済化諸国のニーズに寄り添い、民事基本法体系の整備に技術的支援を提供する日本の法整備支援は、1995年ロシア民法典の起草過程におけるオランダ・ライデン大学グループの支援との類似性が見出され、法の自立性の確立に向けられた側面的支援として評価に値することを見出しながらも、しかしながら他方で、とくに経済法制の分野ではおびただしい行政法規が民法典に優位する強行法規として導入され、市場経済における国家統制強化のおそれ、裁判規範としての民事基本法規の役割が低迷する傾向が指摘された。

## 2. 研究の目的

そこで本研究においては、アジア市場経済化諸国の外資法・競争法・倒産法・知的財産権法・労働法などの経済関連法制に焦点を当て、一方で国際ドナーが要求する規制緩和型・投資家保護的なモデル法の導入圧力を受けつつ、他方で社会主義市場経済における国家的統制を強めようとする反動的な法政策志向に目を向け、その狭間で過去30年の市場経済化の法整備が変遷を辿った動態を明らかにし、またその社会経済的影響を把握し、さらにそのような現実のもとで、法の自立性の確立に向けて今後いかなる法整備支援の関与が望まれるか検討することを意図した。

## 3. 研究の方法

本研究の方法は、基礎法学分野の新領域であるアジア比較法、法と開発研究と開発経済学との連携により、第一に実定的な比較法的分析により各国法の変遷の特徴を把握し、第二にこの分析から得られた各国の制度設計の相違を変数として社会経済的影響の検証を試みた。

本研究の実施体制においては、対象とする経済法制分野に知見を有する法学研究者を中心に、法整備支援に関与した法曹、また開発における法の役割に関心を深める開発経済学者と連携した。またアジア対象諸国の現地研究協力先機関として、ベトナム国立大学ホーチミン経済法科大学法学部、ラオス司法省、カンボジア司法省、ミャンマー国立ダゴン大学法学部他との研究連携を強化した。とくに研究実施過程で新型コロナウイルス感染症の世界的まん延が生起し、現地渡航による調査がままならなくなった過程で、現地研究機関に対する委託調査、またその成果を受けて頻繁

にオンライン研究会合を重ねる研究協力が不可欠な研究手法としての位置づけを高め、現地法の動向や社会経済的実態について理解する上で有効であった。

#### 4. 研究成果

主な知見として、第一にアジア市場経済化諸国の経済法制分野における国際ドナーによる法整備支援は、投資家保護型のモデル法を推進する世界銀行等の国際開発機関による「法の移植」アプローチと、対象国の法の実施面の課題に配慮した具体的な手続法や要綱の整備を含む日本の技術的支援アプローチの違いが明らかとなった。例えば、倒産法・担保法分野では、世界銀行やアジア開発銀行が一律のモデル法を示し受入国に導入を迫っているが、日本 ODA は破産管財人の訓練や担保実行手続の効率化など現地社会の課題に配慮した起草支援を実施している。競争法分野では日本の公正取引委員会が現地派遣専門家をベトナム工商業省等の担当部局に長期にわたって常駐させ、法の透明な実施に不可欠なガイドラインの整備を支援している。知的財産権分野でも特許庁が派遣専門家をアセアン各地に常駐させ技術的助言が実施されている。

第二に、こうした異なるドナー支援に対する受入国の選択は、WTO 加盟交渉、構造調整融資コンディショナリティ、Doing Business 指標などの法整備指標による格付け圧力等に配慮して、投資家保護型のモデル法の導入を優先する姿勢が見出された。結果として折々の立法改革に留まり、現実に法の実施を促す手続法や要綱が未整備のまま、判例による法解釈の蓄積も期待しがたい状況にある。

第三に、受入国の法整備が、ドナー由来のモデル法の採用を進めるかたわら、裁量的な国家介入の根拠規定を織り込む傾向も見いだされた。外資法では、持続可能な開発の呼び声に応ずる環境社会配慮をふんだんに盛り込み、外資許可条件や優遇措置の撤廃条件に連結する裁量的運用が懸念される。またアセアン経済共同体(AEC)が推進する競争法や消費者保護法の共通法政策に応じ、企業結合規制や不公正取引規制の裁量的な規制根拠が積み増しされる傾向も見いだされた。

他方、各種の統計指標から、外資進出に伴う経済的向上が見られる一方で、開発による環境破壊や土地剥奪を訴える社会的紛争の増加が見出され、法・司法への不信も示唆された。ドナーによる法整備支援が、受入国によるその場凌ぎの立法対応に終わり、予測可能性の高い法の実施体制の整備に向かわないかぎり、アジア市場経済化諸国の法整備は、民事主体の経済活動の自由を保障する機能を果たさず、むしろ国家的統制の根拠規定の強化へ向かう可能性がある。

本研究の主な研究成果は、Law & Society Association 2019 年ワシントン大会、同 2021 年シカゴ大会(オンライン)、2022 年リスボン大会(オンライン)、Asian Law & Society Association 2019 年大阪大会、同 2021 年バンコク大会他の国際学会、また日本法社会学会 2021 年学術大会他の国内学会にて公開報告すると共に、Yangon University Myanmar & Japan Comparative Law Seminar 2019 や Lanjung University International Conference on Social Science 2021 (オンライン)他のアジア諸国の大学連携における公開報告を進め、また法務省法務総合研究所国際協力部の主催する法整備支援連絡会や法整備支援評価研究会等の場で社会実装としての実践的な提言を行った。

本研究の成果を取りまとめた主要な著書・論文として以下がある：

- ・ Suruga, Terukazu, Phanhpakit Onphanjdala & Kaneko, Yuka, eds. *Economic Law Reforms in the ASEAN Emerging Economies: A Review of Three Decades' Paths*, Springer (2023)
- ・ Kaneko, Yuka, Kadomatsu, Narufumi & Brian Z. Tamanaha, eds. *Land Law and Disputes in Asia: In Search for an Alternative Development*, Routledge (2021)

- ・ Kaneko, Yuka, *Insolvency Law Reforms in the ASEAN Emerging Economies: Consequences of the Donor Model Designed for Economic Crises*, Springer (2022)
- ・ Kaneko, Yuka, *Reallocation of Social Risks in a Pandemic: Changing Law and Contractual Relations of Asian SMEs under COVID-19*, Springer (2022)
- ・ フランク・アッパム著、金子由芳・入江克典訳『財産権の大いなる誤解 開発における理論、現実、展開』神戸大学出版会(2023)

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 2件/うちオープンアクセス 9件）

1. 著者名 Kaneko, Yuka	4. 巻 13
2. 論文標題 Japan's Civil Code-Centered Legal Assistance to Asian Market Reform Countries: Normative Choice of Reforms	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Journal of Japanese Law	6. 最初と最後の頁 213-238
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 Kaneko, Yuka	4. 巻 8(2)
2. 論文標題 Reconsidering the Contemporary "Legal Transplant": A Review from the Land Law Reforms in Vietnam and Myanmar	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Asian Journal of Law & Society	6. 最初と最後の頁 402-528
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 金子由芳	4. 巻 28(1)
2. 論文標題 アジア土地法への視座	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際協力論集	6. 最初と最後の頁 1-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 金子由芳	4. 巻 28(2)
2. 論文標題 アセアン後発諸国の倒産法 国際ドナーによる法整備支援の顛末	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際協力論集	6. 最初と最後の頁 65-101
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 栗田誠	4. 巻 27(1)
2. 論文標題 Procedural Fairness and Enforcement System under the Antimonopoly Act of Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Procedural Fairness and Enforcement System under the Antimonopoly Act of Japan	6. 最初と最後の頁 15-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大川謙蔵	4. 巻 -
2. 論文標題 日本による東南アジア国家への民事に関する法整備支援とその影響	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地域と結びついた『異文化相互理解と不寛容除去』プロジェクト研究報告書	6. 最初と最後の頁 63-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 金子由芳	4. 巻 27(1)
2. 論文標題 開発におけるトーレンズ式登記制度 植民地土地法の復権	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際協力論集	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 金子由芳	4. 巻 27(2)
2. 論文標題 現代版「法の移植」再考 ベトナムとミャンマーの土地法改革	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際協力論集	6. 最初と最後の頁 33-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 大川謙蔵	4. 巻 5
2. 論文標題 日本による法整備支援を通じて明らかとなったラオス法制度の課題ーラオス民法典作成支援の内容と土地法制を中心にー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際協力論集	6. 最初と最後の頁 94-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 9件)

1. 発表者名 金子由芳
2. 発表標題 アジア諸国向け法整備支援の評価手法提言
3. 学会等名 法務省法務総合研究所国際協力部法整備支援研究会 (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 KANEKO, Yuka
2. 発表標題 Myanmar & Japan Comparative Law
3. 学会等名 Myanmar & Japan Comparative Law Seminar 2019, Yangon University, Jul.31-Aug.1, 2019 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 KANEKO, Yuka
2. 発表標題 Myanmar- Japan Comparative Law
3. 学会等名 Myanmar-Japan Comparative Law Workshop VI, Dagon University, Aug.2, 2019 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1 . 発表者名 KANEKO, Yuka
2 . 発表標題 Contemporary Legal Transplant: Asian Endeavors beyond Western Capitalism
3 . 学会等名 Asian Law & Society Association 2019, Dec.13-15, 2019 ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 KANEKO, Yuka
2 . 発表標題 History of Land Law and Social Norms in Solving Land Disputes in Myanmar
3 . 学会等名 Asian Law & Society Association 2019, Dec.13-15, 2019 ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 KURITA, Makoto
2 . 発表標題 Economic Law Reforms in Asian Emerging Economies
3 . 学会等名 Asian Law & Society Association 2019, Dec.13-15, 2019 ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 KAWASHIMA, Shiro
2 . 発表標題 Judicial Reform and Dispute Resolutions in Asian Emerging Economies
3 . 学会等名 Asian Law & Society Association 2019, Dec.13-15, 2019 ( 国際学会 )
4 . 発表年 2019年



1. 発表者名 Ii, Takayuki
2. 発表標題 Administration of Justice and Judicial Reform in East Asia: Introduction
3. 学会等名 The International Convention of Asian Scholars, Leiden, the Netherlands, July 19, 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ii, Takayuki
2. 発表標題 Judicial Reform in the Heisei Era and Its Consequences, European Association for Japanese Studies
3. 学会等名 European Association for Japanese Studies, Sept.15, 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 OKAWA, Kenzo
2. 発表標題 Lao Civil Code and Land Law Debates
3. 学会等名 Asian Law & Society Association 2019, Dec.13-15, 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 Yuka Kaneko, Naofumi Kadomatsu & Brian Z. Tamanaha	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 330
3. 書名 Land Law and Disputes in Asia: In Search for an Alternative Development	

1. 著者名 Yuka Kaneko	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 79
3. 書名 Insolvency Law Reforms in the ASEAN Emerging Economies: Consequences of the Donor Model Designed for Economic Crises	

1. 著者名 Yuka Kaneko	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 213
3. 書名 Reallocation of Social Risks in a Pandemic: Changing Law and Contractual Relations of Asian SMEs under COVID-19	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	川畑 康治 (Kawabata Koji)  (10273806)	神戸大学・国際協力研究科・准教授  (14501)	
研究分担者	栗田 誠 (Kurita Makoto)  (20334162)	白鷗大学・法学部・教授  (32204)	
研究分担者	飯 考行 (Ii Takayuki)  (40367016)	専修大学・法学部・教授  (32634)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大川 謙蔵 (Okawa Kenzo)  (40582771)	摂南大学・法学部・准教授  (34428)	
研究分担者	川嶋 四郎 (Kawashima Shiro)  (70195080)	同志社大学・法学部・教授  (34310)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会 Asian Law & Society Association (ALSA) Osaka 2019 Conference	開催年 2019年～2019年
--	--------------------

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
カンボジア	カンボジア司法省			
インドネシア	ランブーン大学開発法研究所			
ラオス	ラオス経済研究所	ラオス司法省		
ミャンマー	ダゴン大学法学部	ヤンゴン大学法学部		
ベトナム	ベトナム司法省	ホーチミン経済法科大学法学部		
ミャンマー	Yangon University, Department of Law	Dagon University, Department of Law		
タイ	Thamassat University, Faculty of Law			
ベトナム	Ho Chi Minh Univ. of Economics & Law			
インドネシア	国家上院法律委員会	Lampung University, Faculty of Law		
フランス	Lyon 's Institute of Asian Studies			